

平成24年3月31日

陸前高田市議会議長 伊藤明彦様

陸前高田市議会魁

会長 及川修一



政務調査活動概要報告書

政務調査費に関する取り扱い要綱第6条第2項の規定により、平成23年度政務調査活動報告をいたします。

記

1. 調査事業

- (1) 実施日 平成24年3月22日(木)～23日(金)
- (2) 場所 衆議院第二議員会館(総務副大臣室ほか)、
- (3) 参加者 会長 及川修一、 会計 菅野 定、 以上2名
- (4) 行程

3月22日(木) 陸前高田市 12:45 発～一ノ関駅 14:48 発～東京駅 17:24 着～地下鉄溜池山王駅～ホテル～衆議院第二議員会館着～黄川田総務副大臣と意見交換(18:45～19:30)～ホテル

3月23日(金) ホテル8:00 発～衆議院第二議員会館着～衆議院国土交通専門員室長・震災復興特別調査室長 関根正博、衆議院特別調査室(災害対策)・東日本大震災復興特別調査室 瀬口謙介 東日本大震災復興特別区域法案について解説(9:45～12:10)～東京駅 13:40 発～一ノ関駅 16:14 分着～陸前高田市

(5) 調査項目

- ①復旧・復興対策について
- ②被災者の生活支援制度と仮設住宅その後の利用について
- ③JRの復旧に向けた国の対応とJR東日本の姿勢について
- ④復興に向けた課題解決のための意見交換



⑤高田松原国営公園構想の見通しについて

⑥防災公営住宅の家賃及び売却払下げの時期と価格について

⑦防潮堤の高さの検討

(6) 調査概要

3月22日は、総務副大臣黄川田徹氏と衆議院第二議員会館にて復旧・復興対策について話を伺いました。そして本市の復旧状況と復興に向けた復興計画の経過と今後の陸前高田市のまちづくりが国内や世界に認められるよう今ある課題を報告し意見交換を行いました。

意見の中では、岩手県の被災地復興計画等に見る特区については「なりわいの再生」として、中小企業等への再建支援、モノづくり産業の新生や観光資源の再生などのために、特区制度等の活用による各種優遇税制処置や地方税減免などを考えている。また『三陸の産業振興』のために、内陸と沿岸を結びつけた岩手全体のものづくり産業振興を考えていること。

さらに、新たな特別処置の提案についても、特定地方公共団体は、国に対し、復興の円滑かつ迅速な推進の新たな特別処置を提案できるし、民間事業者等は特定地方公共団体に対し国に提案要請することができることも付け加えられました。

要するに、国ではこれから復興特別区域での規制・手続き等の特例、税・財政・金融上の支援・地方公共団体の取組みにワンストップで総合的な支援を行う仕組みがなされるということでした。

翌23日は、衆議院第二議員会館509号室にて、震災復興特別調査室長の関根正博氏と東日本大震災復興特別調査室の瀬口謙介氏の両名から復旧・復興対策についてから、東日本大震災復興特別区域法案の説明と解説ありまして、陸前高田市が抱えている問題について報告し、意見交換いたしました。今後は復興に向けた対策等を重点的に早める必要があること確認し意見交換を深めました。

たとえば、今回の罹災者公営住宅等供給事業の賃貸に係る問題で、財産処分制限期限の短縮及び譲渡対価の用途制限を緩和することとしている案があり、これで被災者の方々がより一層公営住宅に入りやすくなり、払い下げることで自分の持ち家にする可能性が高くなる。そのためにも災害公営住宅を対応年限の短い木造建築にすることが重要になるということでした。

公営住宅法の特例では最低期間の対応年限を1/4から1/6に短縮する。また、譲渡対価の用途を公営住宅等の整備等のほかの用途として、地域住宅計画に基づ

く事業等の実施に要する費用にも当てることができる。つまり、譲渡価格を以前より引き下げて売却することが出来るということです。また、入居者資格についても、住宅に困窮する低額所得者という用件から、現に住宅に困窮している者と要件が緩和されました。

2日間の研修でありましたが、東日本大震災復興特別区域法案を研修したことで、陸前高田市が一日も早く復興に向けての活動して行けるように後押しいたします。

会派 魁は今後も陸前高田市のため、市民のために全力で取り組みます。以上で報告とさせていただきます。